証券コード　7031
2021年６月10日

株　主　各　位

東京都新宿区新宿二丁目３番13号
株式会社インバウンドテック
代表取締役　社長執行役員　東　間　　大

第６回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第６回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、**極力、書面及びインターネットにて事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。**

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月28日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2021年６月28日（月曜日）午後６時までに議決権をご行使ください。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）

２．場　　所　東京都新宿区西新宿1-14-11
Daiwa西新宿ビル　４階　TKP新宿カンファレンスセンター
カンファレンスルーム4E　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第６期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議　　案　取締役５名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

紙資源節約のため、議事資料として本招集ご通知をお持ちいただくようお願い申しあげます。

インターネットによる開示について

・計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様に提供しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

・株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主様へのお願い

・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応を更新する場合がございます。また、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がございます。株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

・ご来場につきましては極力お控えいただくようお願い申しあげますが、当日ご来場いただく際は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。マスクを着用しない株主様は入場をお断りさせていただきます。

当社ウェブサイト　https://www.inboundtech.co.jp/

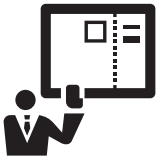

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

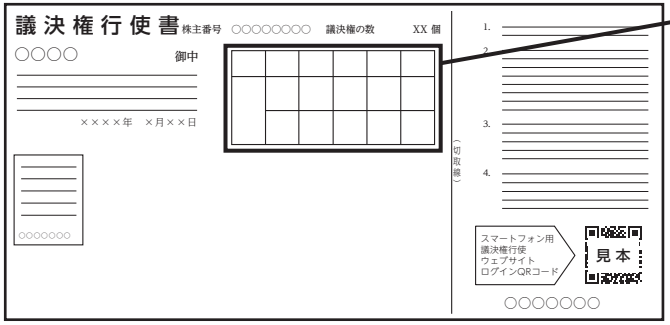

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

議案		
● 全員賛成の場合	≫	賛 に○印
● 全員反対の場合	≫	否 に○印
● 一部の候補者に反対の場合	≫	賛 に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

・書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。

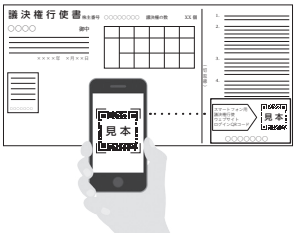

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.tosyodai54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

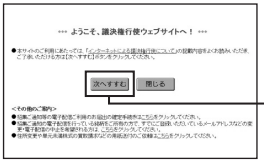

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

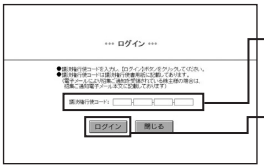

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

東京証券代行株式会社
電話：**0120－88－0768**（フリーダイヤル）
受付時間　午前９時～午後９時

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当期の経営成績の概況

当事業年度における我が国経済は、長期化する米中貿易摩擦の深刻化に加え、新型コロナウイルス感染症が依然として猛威を振るうことで経済の回復が難航しており、先行きは依然厳しい状況にあります。このような環境のもと、当社では、マルチリンガルCRM事業においてはインバウンド需要の悪化に伴い多言語事業に係る業務の受注は年度を通じて停滞する結果となりました。一方、自治体及び民間企業による新型コロナウイルスに関連するサポート業務や、コロナウイルス禍によって需要が喚起される形となった通販等におけるユーザーサポート業務の受託など、新たな業務の受注に至っております。セールスアウトソーシング事業においては、主力業務であります東京電力グループへの電力切替勧奨業務が緊急事態宣言の発出により2020年４月から６月まで休業を余儀なくされ、７月以降業務は再開されているものの、当初想定していた通常稼働時の50％程度の契約獲得にとどまり、その後段階的に獲得量は増加基調にありますが、獲得については不安定な状況が続く形となりました。その結果、当事業年度における売上高は2,003,299千円（前期比32.9％減）となりました。

費用においては、主にセールスアウトソーシング事業による東京電力グループへの電力切替勧奨業務に係る外注費用の削減及びマルチリンガルCRM事業に係る外注コストコントロールに努めた結果、売上原価は1,470,698千円（前期比42.3％減）、販売費及び一般管理費は254,981千円（前期比14.4％増）となりました。

上記の結果から、損益面につきましては、営業利益は277,620千円（前期比31.1％増）、経常利益は268,293千円（前期比27.5％増）、当期純利益は179,448千円（前期比27.3％増）となっております。

各セグメントの業績は以下の通りであります。

（マルチリンガルCRM事業）

マルチリンガルCRM事業におきましては、日本語を含む12カ国語を活用し、外国人と日本人のコミュニケーション問題を解決する多言語・通訳ソリューションを24時間365日体制で提供しております。

新型コロナウイルス禍発生前においては、訪日外国人観光客の増加に伴い、今まで日本語のみで顧客対応をしていた企業の多言語化対応によって、当社の多言語化サポートを導入する取引先が拡大を続けてまいりましたが、当事業年度については、訪日外国人観光客の減少によって多言語によるサポートニーズは低迷する結果となりました。しかしながら、企業のテレワーク推進による一次受付需要の発生や新型コロナウイルス関連サポート業務、生活様式の変化に伴う通販需要増におけるサポート業務の受託など新たなニーズの発生から、日本語を中心とした案件の引き合いが増加したことで、売上・利益確保に至っております。

以上の結果、マルチリンガルCRM事業全体では、売上高は1,013,716千円（前期比4.2％減）、セグメント利益は179,537千円（前期比28.5％増）となりました。

（セールスアウトソーシング事業）

セールスアウトソーシング事業では、主に当社がクライアント企業に代わって見込みユーザーに対してインサイドセールス等を行っております。当事業年度については、主力業務であります東京電力グループへの電力切替勧奨業務が緊急事態宣言の発出により2020年４月から６月まで休業を余儀なくされた一方、同業務に係る外注費用の発生が大幅に抑制される形となったことから、セグメント利益が発生しております。７月以降は稼働再開に至っておりますが、通期業績予想にて計画していた想定獲得量を下回る着地となりました。しかしながら、新規案件開始及び外注費用のコントロール等によって利益を確保する体制が維持できたことから、利益の確保に至っております。

以上の結果、セールスアウトソーシング事業全体では、売上高は989,583千円（前期比48.6％減）、セグメント利益は351,071千円（前期比19.1％増）となりました。

事業別売上高

事　業　区　分	第 5 期 (2020年3月期) (前事業年度)		第 6 期 (2021年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	増減率
マルチリンガルCRM事業	1,058,030千円	35.5%	1,013,716千円	50.6%	△44,314千円	△4.2%
セールスアウトソーシング事業	1,925,380	64.5	989,583	49.4	△935,797	△48.6
合　計	2,983,411	100.0	2,003,299	100.0	△980,111	△32.9

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は42,163千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当事業年度中に完成した主要設備

セールスアウトソーシング事業　テレマーケティングシステムの増設　9,821千円

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

マルチリンガルCRM事業

セールスアウトソーシング事業　大阪コンタクトセンターの新設　32,062千円

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社は、以下の通り公募増資及び第三者割当増資を行いました。

会社名	区分	発行株式数	1株当たり 発行価額	調達金額	払込期日
当　社	公募増資	186,200株	5,244円	976,432千円	2020年12月17日
当　社	第三者割当増資	4,900株	5,244円	25,695千円	2021年1月20日

⑵　直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 3 期 (2018年３月期)	第 4 期 (2019年３月期)	第 5 期 (2020年３月期)	第 6 期 (当事業年度) (2021年３月期)
売　上　高(千円)	2,280,722	2,953,728	2,983,411	2,003,299
経　常　利　益(千円)	148,924	50,213	210,503	268,293
当期純利益(千円)	104,464	19,739	140,930	179,448
１株当たり当期純利益（円）	157.56	29.77	212.56	250.28
総　資　産(千円)	610,254	750,287	910,105	2,051,249
純　資　産(千円)	293,920	313,660	454,392	1,635,970
１株当たり純資産（円）	442.03	471.80	684.36	1,914.66

⑶　重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

⑷　対処すべき課題

①コンサルティング営業の強化

当社は、既存クライアントと信頼関係を保ちながら、ビジネスパートナーとして協業関係を深耕していくとともに、外国人労働者増加に伴い、在留外国人向けのインフラサービスを提供する自治体や企業の多言語化ニーズを取り込み、新規クライアントの獲得を推進していく方針であります。そのため、営業人員の増加に加え、営業員間での取引事例や課題についての情報共有による顧客対応能力の強化等に積極的に取り組んでおります。クライアントの視点からは気付き難いエンドユーザー目線でのニーズの拾い上げやサービスの利用方法の指導等により、取引機会の拡大を推進してまいります。

②サービス品質の向上

24時間365日、多言語に対応するマルチリンガルＣＲＭ事業は発展途上のサービスと認識しており、クライアントやエンドユーザーにとっての利便性・満足度を向上させ、利用頻度の高いサービスへの進化が重要な課題であると考えております。コアな要望を持つクライアント向け専用のコンタクトセンターの開設や映像通訳システムのアップデート、オペレーターの対応能力の強化等により、サービス品質の向上を図ってまいります。

③コンシューマー向けサービス展開の推進

マルチリンガルＣＲＭ事業における取引先は企業・自治体が中心ですが、事業領域の拡大のため、今後はコンシューマー向けサービス展開の推進が必要であると認識しております。ＡＩと人間（当社オペレーター）がハイブリッド対応する通訳機能に特化した端末や世界中に点在する通訳者とユーザーをマッチングさせるプラットフォーム等、新たにコンシューマー向けサービスの開発に取り組み、事業領域の拡大を図ってまいります。

④セールスアウトソーシング事業におけるインフラ関連商材の取り扱い拡大

当社のセールスアウトソーシング事業は、設立以来、市場のニーズや時代の流行に合わせて適宜、取り扱う商材・サービスを入れ替え、事業を展開しており、現在、当社が取り扱う商材・サービスは、東京電力エナジーパートナー株式会社の電力関連が中心となっております。今後も、同社との取引関係を重視かつ、協業関係を深耕していくとともに、経営資源の拡充により当社が得意とするインフラ関連の新たな商材・サービスの取り扱いを推進してまいります。

⑤グローバル展開の推進

マルチリンガルＣＲＭ事業については、成長著しいアジア市場をはじめとする海外市場への事業展開を視野に入れております。具体的には、海外企業との提携による対応言語の拡大や業務対応キャパシティの向上、さらには多国籍企業や日本で事業展開を行う外資系企業など海外クライアントの開拓など事業のグローバル展開を検討しております。

⑥ビッグデータの収集・分析によるサービス品質の向上・新たな付加価値の創造

これまで当社に集積された通話・通訳の録音データは、新たな価値の創造につながる重要な資産であると認識しております。今後、当社ＡＩ通訳の精度向上、業界別・場面別にデータをＡＩにて分析しマーケティングやコンサルティング分野への応用、開発企業へのデータ提供等、ビッグデータの活用に取り組んでまいります。

⑦小規模オフィス・店舗向けの営業活動

当社は小規模オフィス・店舗向けにクラウド型ビデオ通話システムを利用した１分150円（最低利用限度額3,000円／月）から利用可能な通訳サービス「エコノミー通訳R」を提供しております。同サービスは小規模オフィス・店舗にとってマルチリンガルＣＲＭのツールとなるものであり、エンドユーザーにとっても利便性が高いサービスであります。同サービスを直販だけでなく、代理店を通じた委託販売や提携企業への卸売などを進めてまいります。

⑧優秀な人材の確保と育成

当社は、今後持続的な成長を遂げるために、優秀な人材の確保及び成長フェーズに沿った組織設計、人材育成体制の強化が不可欠、かつ、課題であると認識しております。優秀な人材の確保のため、新卒採用を開始し、成長の資質を備え、かつ、当社の企業風土に合致した人材の登用を進めるとともに、人材育成体制の整備を推進し、人材の定着と組織力の底上げを図ってまいります。

⑨内部管理体制の強化

当社の従業員数は、臨時雇用者を含めて147名（2021年３月末現在）であり、内部管理体制も当該規模に応じたものとなっております。今後も事業規模の拡大を図っていくため、必要なスキルをもった人材を適宜確保・育成しながら内部管理体制の強化を推進してまいります。

⑸ 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

事業区分	事業内容
マルチリンガルCRM事業	24時間365日、多言語に対応したコンタクトセンターの運営
セールスアウトソーシング事業	テレマーケティング・訪問等による顧客への販売代行

⑹ 主要な営業所（2021年３月31日現在）

本社	東京都新宿区
SATSUMA BPOセンター	鹿児島県南さつま市

⑺ 使用人の状況（2021年３月31日現在）

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
マルチリンガルCRM事業	23 (99) 名	3名増（13名増）
セールスアウトソーシング事業	4 (11)	1名増 (8名増)
管理部門	7 (3)	1名減 (1名増)
合計	34 (113)	3名増（22名増）

（注）使用人数は就業人員であり、契約社員及びアルバイトは（ ）内に外数で記載しております。

⑻ 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	100,000千円
株式会社横浜銀行	30,800

⑼ その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2020年12月18日付で東京証券取引所マザーズ市場へ上場いたしました。

2．株式の状況（2021年３月31日現在）

⑴　**発行可能株式総数**　2,652,000株

⑵　**発行済株式の総数**　854,100株

⑶　**株主数**　760名

⑷　**大株主**

株主名	持株数	持株比率
株式会社a2media	154,200株	18.1%
株式会社ハローコミュニケーションズ	79,500	9.3
下大薗豊	78,400	9.2
株式会社グローバルキャスト	56,500	6.6
株式会社光通信	52,500	6.1
株式会社ベクトル	33,000	3.9
ソケット株式会社	33,000	3.9
東京電力フロンティアパートナーズ合同会社	25,000	2.9
金子将之	22,600	2.6
東間大	20,100	2.4

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第２回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日		2017年11月30日	2019年６月27日
新株予約権の数		165個	336個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 49,500株 (新株予約権１個につき 300株)	普通株式 33,600株 (新株予約権１個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり5,200円	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 322,800円 (１株当たり 1,076円)	新株予約権１個当たり 131,700円 (１株当たり 1,317円)
権利行使期間		2016年12月９日から 2026年12月８日まで	2021年８月20日から 2029年６月27日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 199個 目的となる株式数 19,900株 保有者数 2名

(注) 1．①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の2016年12月９日から2026年12月８日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a)定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。

(b)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、定められた行使価額を下回る価格となったとき

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりＤＣＦ法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が定められた行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場されて以降６カ月を経過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

2．①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場されて以降６ヶ月を経過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	下大薗　豊	
代表取締役 社長執行役員	東間　大	当社　ソリューション事業本部長 株式会社パスファインダー　代表取締役
取締役	藤咲　雄司	田岡化学工業株式会社　取締役（監査等委員）
取締役	張　佑騎	弁護士、佐藤総合法律事務所 永和情報システム株式会社　取締役
取締役	砂川　伸幸	株式会社船井総研ホールディングス　社外取締役 国立大学法人京都大学経営管理大学院　教授 日本経営財務研究学会　会長
常勤監査役	田口　幸男	
監査役	小尾　一介	Link Asia Capital株式会社　代表取締役 クロスロケーションズ株式会社　代表取締役 株式会社ファンコミュニケーションズ　取締役 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社　取締役 株式会社インフォネット　取締役
監査役	笠原　幹夫	社会保険労務士かさはら事務所　代表社会保険労務士 GafsJapan株式会社　代表取締役

（注）1．藤咲雄司氏、張佑騎氏及び砂川伸幸氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役田口幸男氏、小尾一介氏及び笠原幹夫氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．取締役の藤咲雄司氏は、上場企業において経営の経験があるほか、金融機関での長年の勤務経験があり、財務運用及び経営戦略に関する相当程度の知見を有しております。
4．取締役の張佑騎氏は、弁護士資格を有しており法律の専門家として法令及びコンプライアンスに関して相当程度の知見を有しております。
5．取締役の砂川伸幸氏は、大学教授として主にファイナンス分野における専門的知見を有しております。
6．常勤監査役の田口幸男氏は、上場企業にて長年経理・財務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役とも会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

⑶　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が株主代表訴訟等を提起され損害賠償を請求された場合及び被保険者が損害賠償請求を提起され職務に起因する第三者に対する損害を賠償した場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等について填補することとし、保険料は会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該契約により補填されません。

⑷　取締役及び監査役の報酬等

①　当社は、2021年３月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責に応じた適正な水準とする。

ｂ．取締役の報酬に係る方針

（１）基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に係る方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

役位、職責、在任年数に応じて、他社水準及び対従業員給与とのバランスを考慮しながら総合的に勘案して、取締役会で承認された方法により決定し、月額固定報酬として支給する。

（２）業績連動報酬（金銭報酬）の内容及び額の算定方法の決定に係る方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬として、前事業年度の売上高及び経常利益の実績値を前事業年度の目標値と比較し、それらの達成度合いに応じて算出し、毎年一定の時期に支給する。

c．取締役報酬の構成内容及び構成割合

（1）構成内容

取締役報酬の構成内容は下記のとおりとする。

①代表取締役、取締役会長：基本報酬、業績連動報酬

②その他の業務執行取締役：基本報酬、業績連動報酬

③社外取締役：基本報酬

（2）構成割合

基本報酬の額及び業績連動報酬の額に関する、報酬の構成割合の目安は次のとおりとする。（業績指標の達成率が100％の場合）

	基本報酬	業績連動報酬
上記（1）①の取締役	概ね 85％	概ね 15％
上記（1）②の取締役	概ね 85％	概ね 15％

d．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

具体的な報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により代表取締役にその具体的内容の決定を委任するものとする。代表取締役は、当社の業績等定量的な要素に加え、各取締役の地位、職責、経営能力、功績及び貢献度等の定性的な要素を考慮して個別に具体的な報酬額を決定するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	52,650千円 (5,400)	41,400千円 (5,400)	11,250千円 (－)	－	5名 (3)
監査役 （うち社外監査役）	10,800 (10,800)	10,800 (10,800)	－	－	3 (3)
合計 （うち社外役員）	63,450 (16,200)	52,200 (16,200)	11,250 (－)	－	8 (6)

（注）１．取締役の報酬は、年額375,000千円（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない）の範囲内で、取締役会決議により代表取締役東間大に一任しております。なお、当該報酬総額の上限は、2017年６月28日開催の第２回定時株主総会で決議されたものであり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち社外取締役１名）です。当社では営業利益率を重要な経営指標として認識していることから、業績連動報酬に係る業績指標については年次計画における営業利益として定めており、達成率100％を上限として支給割合を決定しております。当事業年度については2020年12月18日に発表した通期業績予想における営業利益の額を上回り達成したことから上限額の支給としております。代表取締役東間大は、代表権を有する業務執行取締役として当社の業績に対する責任を負っており、重要な業務執行として、取締役が担う役割および責務を踏まえ、インセンティブとして適切な金銭報酬の額を決定する方針です。

２．監査役の報酬は、年額50,000千円の範囲内で、監査役の協議によって決定しております。なお、当該報酬総額の上限は、2017年６月28日開催の第２回定時株主総会で決議されたものであり、当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち社外取締役３名）です。

⑸　社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	重　要　な　兼　職　の　状　況	当社との関係
取締役　藤 咲　　雄 司	田岡化学工業株式会社　取締役（監査等委員）	特別の関係はありません。
取締役　張　　佑　騎	弁護士、佐藤総合法律事務所 永和情報システム株式会社　取締役	特別の関係はありません。
取締役　砂 川　　伸 幸	株式会社船井総研ホールディングス　社外取締役 国立大学法人京都大学経営管理大学院　教授 日本経営財務研究学会　会長	特別の関係はありません。
監査役　小 尾　　一 介	Link Asia Capital株式会社　代表取締役 クロスロケーションズ株式会社　代表取締役 株式会社ファンコミュニケーションズ　取締役 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社　取締役 株式会社インフォネット　取締役	特別の関係はありません。
監査役　笠 原　　幹 夫	社会保険労務士かさはら事務所　代表社会保険労務士 GafsJapan株式会社　代表取締役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 藤咲 雄司	同氏は社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、必要に応じ、企業経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 張 佑騎	同氏は社外取締役に就任以降、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、法令・コンプライアンスを意識する助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 砂川 伸幸	同氏は社外取締役に就任以降、大学教授としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、M&A及びファイナンスに関する助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、必要に応じ、ファイナンス分野における専門家の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 田口 幸男	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会15回の全てに出席し、必要に応じ、監査役監査業務に長年従事した観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 小尾 一介	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会15回の全てに出席し、必要に応じ、企業経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 笠原 幹夫	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会15回の全てに出席し、主に社会保険労務士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5．会計監査人の状況

⑴　名称　　三優監査法人

⑵　報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶　非監査業務の内容

当社は、三優監査法人に対して、株式上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

⑷　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a　法令・定款及び社会規範を遵守するための「Inbound Tech Vision」を制定し、全社に周知・徹底する。

b　コンプライアンス規程にて、管理本部及びコンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同本部を中心に役職員研修等を行う。

c　内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

d　当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a　職務の執行に係る重要文書は、十分な注意をもって保存・保管に努めることとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。保存対象文書、保存期間、取扱要領等については文書管理規程に基づき管理する。

b　取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a　リスク管理規程にて、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

b　リスク発生時にはリスク管理規程等の規定に基づき、代表取締役が指揮する緊急対策本部を設置し、リスクへの対処・最小化に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a　取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

b　取締役会を毎月１回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、補助使用人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

⑥補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

a　監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。

b　当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

a　監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

b　取締役及び使用人は、法令に反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。

c　取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められたときには速やかに報告する。

d　内部通報制度内において、監査役に対して報告を行った者に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、周知徹底する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a　監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。

b　監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

c　監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

d　監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士その他専門家の意見を聴取することができる。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①当社の業務実行状況の把握について

当事業年度において当社は取締役会を16回開催しております。毎月１回定例で開催される取締役会においては、業務の執行状況について報告を受けており、管理部門を通じて適宜管理・指導を行っております。

②コンプライアンス遵守への対応状況について

コンプライアンス遵守をより強化するため、内部通報制度の外部窓口設置を実施しております。また、内部監査室は、内部監査計画に基づき、次に掲げる監査並びにモニタリングを実施いたしました。

ａ　業務の適正性、法令順守状況に関する内部統制監査

ｂ　財務報告に係る内部統制監査

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、財政状態及び経営成績を勘案して、株主への利益配当を実現することを基本方針としております。しかしながら、当社は事業拡大の途上にあり、経営計画達成のための事業展開と財政基盤強化のために必要な内部留保を優先するため、これまでのところ配当は実施しておりません。現時点においても、当社は事業拡大の途上にあると認識し内部留保の充実に努めておりますが、将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益還元を実行する方針であります。なお、現時点において、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**1,887,880**	**流動負債**	**415,279**
現金及び預金	1,567,475	買掛金	90,679
売掛金	308,587	短期借入金	120,000
貯蔵品	776	預り金	3,251
前払費用	10,905	１年内返済予定の長期借入金	10,800
その他	136	未払金	66,819
固定資産	**163,369**	未払法人税等	62,482
有形固定資産	**57,931**	未払費用	23,160
建物	15,869	前受金	308
構築物	247	その他	37,777
工具、器具及び備品	9,752	**負債合計**	**415,279**
建設仮勘定	32,062	**（純資産の部）**	
無形固定資産	**20,704**	**株主資本**	**1,635,309**
ソフトウエア	20,639	**資本金**	**537,689**
商標権	65	**資本剰余金**	**574,353**
投資その他の資産	**84,733**	資本準備金	527,689
出資金	10	その他資本剰余金	46,663
繰延税金資産	14,072	**利益剰余金**	**523,267**
その他	70,650	その他利益剰余金	523,267
		繰越利益剰余金	523,267
		新株予約権	**660**
		純資産合計	**1,635,970**
資産合計	**2,051,249**	**負債純資産合計**	**2,051,249**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**2,003,299**
売上原価		**1,470,698**
売上総利益		**532,601**
販売費及び一般管理費		**254,981**
営業利益		**277,620**
営業外収益		
受取利息	7	
受取給付金	8,375	
助成金収入	1,208	
その他	30	9,621
営業外費用		
支払利息	1,383	
上場関連費用	17,564	18,948
経常利益		**268,293**
税引前当期純利益		**268,293**
法人税、住民税及び事業税	86,589	
法人税等調整額	2,256	88,845
当期純利益		**179,448**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	36,625	26,625	46,663	73,288	343,818	343,818	453,732	660	454,392
当期変動額									
新株の発行	501,064	501,064		501,064			1,002,128		1,002,128
当期純利益					179,448	179,448	179,448		179,448
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								－	－
当期変動額合計	501,064	501,064	－	501,064	179,448	179,448	1,181,577	－	1,181,577
当期末残高	537,689	527,689	46,663	574,353	523,267	523,267	1,635,309	660	1,635,970

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月18日

株式会社インバウンドテック
　取締役会　御中

三優監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　山本公太 ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　森田　聡 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社インバウンドテックの2020年４月１日から2021年３月31日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月1日から2021年３月31日までの第６期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

１. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社インバウンドテック　監査役会

常勤監査役　(社外監査役)　田口幸男 ㊞

監査役　(社外監査役)　小尾一介 ㊞

監査役　(社外監査役)　笠原幹夫 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますため、改めて取締役５名を選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1 （再任）	東間大（とうま だい） （1967年７月31日）	2015年４月　当社　取締役 2017年９月　当社　代表取締役社長 2018年４月　当社　代表取締役　社長執行役員 2019年２月　株式会社パスファインダー 代表取締役（現任） 2019年４月　当社　代表取締役　社長執行役員 兼 ソリューション事業本部長（現任） 重要な兼職の状況　株式会社パスファインダー代表取締役	20,100株
2 （再任）	下大薗豊（しも おお ぞの ゆたか） （1979年８月４日）	2011年２月　株式会社ブリックス　取締役会長 2013年６月　同社　代表取締役社長 2015年４月　当社　代表取締役社長 2017年９月　当社　取締役会長（現任）	78,400株
3 （再任）	藤咲雄司（ふじ さく ゆう じ） （1950年９月７日）	2014年６月　天馬株式会社　代表取締役社長 2016年６月　同社　取締役副会長 2018年４月　当社　取締役（現任） 2020年６月　田岡化学工業株式会社　取締役（監査等委員）（現任） 重要な兼職の状況　田岡化学工業株式会社取締役（監査等委員）	－
4 （再任）	張佑騎（ちょう ゆう き） （1981年９月２日）	2008年12月　弁護士登録 2012年４月　佐藤総合法律事務所（現任） 2017年７月　永和情報システム株式会社　取締役（現任） 2018年４月　当社　取締役（現任） 重要な兼職の状況　弁護士、佐藤総合法律事務所 永和情報システム株式会社取締役	－

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
5 （再任）	砂川伸幸（いさがわ のぶゆき） （1966年12月8日）	2016年３月　株式会社船井総研ホールディングス社外取締役（現任） 2016年４月　国立大学法人京都大学経営管理大学院教授（現任） 2019年10月　日本経営財務研究学会　会長（現任） 2020年３月　当社　取締役（現任） 重要な兼職の状況　株式会社船井総研ホールディングス社外取締役、国立大学法人京都大学経営管理大学院教授、日本経営財務研究学会会長	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．藤咲雄司氏、張佑騎氏及び砂川伸幸氏は、社外取締役候補者であります。

３．東間大氏を取締役候補者とした理由は、当社経営を牽引し、また取締役会の議長として当社経営の監督を行ってきた経験・見識などから総合的に勘案したためであります。

４．下大薗豊氏を取締役候補者とした理由は、当社会長として取締役会の審議事項に関連する当社経営に係る監督全般を行ってきた経験・見識などから総合的に勘案したためであります。

５．藤咲雄司氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、引き続き当該知見を活かして経営の監督と経営全般への助言などを期待したためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

６．張佑騎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての豊富な経験と高い見識及び他社において務められている社外役員としての経営に関する見識を有しており、引き続き当該見識を活かすことで、当社の経営体制の強化に繋がることを期待したためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

７．砂川伸幸氏を社外取締役候補者とした理由は、多くの上場企業における役員経験及び大学教授として主にファイナンス・会計分野における豊富な経験と高い見識を有しており、引き続き当該見識を活かすことで、当社の経営体制の強化に繋がることを期待したためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

８．藤咲雄司氏、張佑騎氏及び砂川伸幸氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって藤咲雄司氏及び張佑騎氏が３年２カ月、砂川伸幸氏が１年３カ月となります。

9．当社は、藤咲雄司氏、張佑騎氏及び砂川伸幸氏の各氏との間で、会社法第427条第１項に規定する責任限定契約を法令の範囲内の限度額で締結しております。藤咲雄司氏、張佑騎氏及び砂川伸幸氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

10．当社は、取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該契約により補填されません。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

11．当社は、藤咲雄司氏、張佑騎氏及び砂川伸幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

以上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿1-14-11
Daiwa西新宿ビル　４階
TKP新宿カンファレンスセンター
カンファレンスルーム4E

交通　ＪＲ線／京王線／小田急線／東京メトロ丸ノ内線／都営新宿線・大江戸線
新宿駅　南口・西口より　徒歩約５分

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。